

資料 1

(平成 28 年 7 月 25 日資料)

平成 28 年度第 1 回会議での主な意見

1 パブリックコメントの実施等について (前回資料 5-1 P1~P3 上段)

<主な意見>

■ 市民参画手続が必要・不要な政策等

- ・ 市民参画手続を実施するか否か、判断に悩む場合は、利害関係のある市民の代表を交えて協議し、決定したらどうか。
- ・ 難しい専門分野などは、一般市民には分からないので、市の方で判断すればよい。
- ・ 検討段階の審議会の中で、どのように市民参画を行っていくのかを議論することも大切ではないか。

■ パブリックコメントの実施

- ・ パブリックコメントの実施においては、自分に利害関係が無ければ意見を提出しないのではないか。
- ・ 文字だけで示すのではなく、イラストなどを用いて、少し噛み砕いて示したら意見が出しやすいのではないか。
- ・ 地域的な課題については、その地域を対象とした意見交換会を開催したらどうか。
- ・ パブリックコメントを実施している旨を、新聞掲載や自治会の回覧、掲示板等を活用して、周知したらどうか。
- ・ 見せ方として、「自分たちの生活にどう影響するのか」といったポイントを明記したら分かりやすい。
- ・ 市から関係団体に依頼し、関係団体を通じて、パブリックコメント実施の周知を図ればよいのではないか。
- ・ 予算との兼ね合いもあるが、関係する市民を抽出し、直接郵送して、意見の提出を依頼すれば回答数が増えるのではないか。
- ・ パブリックコメントの実施は必須規定だが、柔軟な運用を行うため、条例改正も視野に入れてもよい。
- ・ 意見の提出が少ないのは、政策策定段階から、丁寧に意見聴取をしているともとれる。また、暮らしの上で、直接的な問題を感じていないのかもしれない。
- ・ 機械的、画一的に実施するのではなく、拾うべき意見をきちんと拾うことが大切である。
- ・ 出来上がったものだけに意見を求めるのではなく、作る段階から一連のプロセスの中で、しっかりと議論していくことが大切。その過程に、パブリックコメントの実施や複数の参画手法の選択があるのではないか。

■ パブリックコメントの実施期間

- ・ パブリックコメントの実施期間が 30 日なら 30 日で考えるし、例えば 2 週間なら 2 週間で考える。30 日の期間が無くても対応はできる。
- ・ 30 日という数字は、法律等でもよくある数字。このままでも特に問題は無い。
- ・ 条例の策定段階では、案件によっては急がないといけないものもあることから、条例第 11 条第 3 項に、「やむを得ない理由があるときは、30 日を下回る意見提出期間を定めることができる」という除外規定を設けた。理由を明らかにし、この規定を準用すれば問題ないのではないか。
- ・ 除外規定があっても、市役所の立場では、守らざるを得ない。
- ・ スケジュールの都合上、パブリックコメントの実施期間が 30 日を下回る場合は、審議会等の議論の段階で合意を取ればよい。判断を行政だけに任せるのは、荷が重い。
- ・ 例えば、パブリックコメントを事前実施する方法もあるのではないか。

■ その他意見

- ・ 他の都市でも、パブリックコメントのやり方はどこも同じである。
- ・ パブリックコメントで意見を提出するのは同じ人に偏っている。
- ・ 市民アンケート結果に、明石に住み続けたい人が 50%以上あるにもかかわらず、パブリックコメントの意見が少ないのは、市政に無関心な人が多いのではないか。
- ・ 自分自身、自治会の役員をしており、自治会の中で呼びかけて、住民に様々な情報を知っていただくように努力している。
- ・ この条例は行政を縛るという意味合いよりも、「住みやすいまちをつくるための参画のルールづくり」をしたものである。
- ・ 市民参画を推進するためには、行政も市民をもっと知らなければならない。

<会長まとめ>

市民参画手続の実施効果が低いと考えられる場合には、条例第 6 条第 3 項の規定を柔軟に使うことで対応ができるが、審議会等での検討段階で、市民参画手続の実施方法についての議論を行うことも大切である。

また、パブリックコメントで意見を多く得るためには、例えば、ターゲット層を決めてそこに直接投げかける、地域に足を運ぶ、地域組織やテーマ性を持った組織を活用することも有効な手法である。なお、その実施期間については、条例に定めるルールを原則にしながら、柔軟に運用するとともに、場合によっては条例改正の可能性もあるのではないかと考える。

一方で、公表の手法として、主に市ホームページや広報紙を用いているが、広報紙を見ている人は多いものの、市政に関心が低い市民も多い現状がある。自分のまちを自分で良くしていくことが市民参画の考え方であることを踏まえ、市民に関心を持ってもらい、そういった人たちを底上げしていくことも必要となる。

2 審議会等について（前回資料 5-1 P3 下段～P4）

<主な意見>

■ 男女比率について

- ・ ボランティア団体のメンバーや PTA の活動者は、女性が多いので、そういったところに、個別に声をかければよいのではないか。
- ・ 審議会に委員として選ばれた女性に対して、事前に勉強会をしてくれたおかげで、会議が分かりやすくなったという声を聞いたことがある。
- ・ 以前、頼まれて会議に出たが、男性ばかりで意見が言いにくいことがあった。
- ・ 土木や電気といったテーマは、女性が苦手な場合もあるので、どうしても難しい場合は、努力義務を適用すればよい。
- ・ 託児所があれば、子育て世代も参画しやすい。
- ・ 自分が、女性委員として参画する場合には、事前に他の女性の意見を聞いて、審議会でも意見を言うシステムを自分なりに作った。
- ・ 選挙権 18 歳の時代でもあり、若い世代の掘り起こしも必要ではないか。

■ 公募比率について

- ・ 公募委員を募集する際の作文のテーマでは、何を書いていいのかが分かりにくい。これは、ハードルを上げている要因ではないか。例えば、作文のテーマを選択式にするなどして、書きやすいようにしてほしい。
- ・ 作文が苦手な人も多いが、選ぶ基準は必要なので、作文は必要。
- ・ コミュニティ創造協会に相談して、市民活動に関心のある人に、声かけをしてもらうこともできるのではないか。

<会長まとめ>

女性委員を確保するために、例えば女性団体に声をかける、ボランティア団体や PTA などを通じて推薦してもらうなど、工夫した取り組みができるのではないか。また、女性が不得意と思われる分野については、学習の機会を設けるなどのサポートを行うとともに、託児所を設けるなどして、環境整備を行うことも必要である。

一方、委員の公募に関しては、応募者を増やすための取り組みとして、自治会、学校、活動団体等を通じて働きかけるとともに、作文のテーマを一般市民にも書きやすくなるようにするなど、工夫の余地はある。

《答申案：市民参画手続の実施について》

意見公募手続の提出意見の件数が伸びていないなどの現状を踏まえると、自分のまちを自分で良くしていくことが市民参画の考えであることに立ち返り、市民に関心を持ってもらい、そういった人たちを底上げしていくことが必要と考えられます。その手法としては、例えば、ターゲット層を決めてそこに直接投げかける、地域に足を運ぶ、地域組織やテーマ性を持った組織を活用することも有効ではないでしょうか。

また、実質的な市民参画を推進していくためには、政策等の性格も考慮しつつ、適切な市民参画手法を検討していくことが大切です。ところが、例えば意見聴取期間を確保するため、審議会の検討期間が短縮されるといったような、条例上の手続きを実施せんとするがあまり、条例の趣旨を歪めるような事態が発生しては本末転倒です。条例に規定する意見聴取期間を確保することは無論ですが、除外規定を設けていることも鑑み、決して形式にとらわれず、最適な判断を行うことも必要です。

一方で、実施する政策等が市民参画手続の対象事項となるか否か、判断に苦慮するケースがある場合、やみくもに参画手続を実施するといった安易な判断で解決するのではなく、庁内関係課で判断が難しい場合には、例えば、利害関係のある市民の代表を交えて協議し決定するなど、しっかりと実態を見極め、効果的な選択を行うことが大切です。

審議会等の運用においては、女性委員を確保するための取組みとして、学習の機会を設けるなどのサポートを行うとともに、託児所を設けるなどして、環境整備を行うことも重要です。なお、ボランティア団体や PTA など、女性が多い団体を通じて推薦してもらうことにより、女性委員比率の向上も図られるのではないのでしょうか。

また、公募委員の応募者を増やすための取組みとしては、自治会、学校、活動団体等を通じて働きかけるとともに、作文のテーマを工夫することで、一般市民の応募意欲の向上が図られるものと考えます。

上記の観点から、基準の達成に向けて工夫した取組みを行うことを基本としつつ、条例の趣旨に沿って、柔軟な考え方をもちながら政策ごとに判断することはもちろん、最大の効果が期待できるよう、逐条解説の見直しを図るなどにより運用基準の再考を願います。

3 政策提案手続について（前回資料 5-1 P5）

<主な意見>

- ・ 公開の場で意見を言うことがハードルが高いのであれば、資料を読み上げるだけにとり、事前に録音したものを流すこともできるのではないか。
- ・ 公開の場での意見陳述が、政策提案のハードルを上げている唯一の理由なのかは疑問がある。

<会長まとめ>

⇒時間の関係もあり、課題を再度整理したうえで、次回への継続審議とする。

<政策提案手続の運用上の課題>

- (1) これまでの実績が1件のみであり、市民に制度が浸透していないのではないか。
- (2) 他の制度（広聴制度）との違いが分かりにくいのではないか。

【広聴制度の例】

- ① 市政相談専用電話（ゴーゴーコール：918-5050）
 - ・ 市政に対するご意見やご要望をお聴きする市政相談専用電話。
- ② 市民提案箱
 - ・ 市ホームページ内にインターネット通信専用フォーム「市民提案箱」を設置し、郵便やファックスにより受け付けた意見等も合わせてデータ管理。データ登録された全ての要望等の内容及びそれに対する市の考え方を、市ホームページで公表している。
- ③ 陳情
 - ・ 複数の市民、各種団体からの意見や要望を文書で受付している。

4 市民参画推進会議について（前回資料 5-1 P6）

<主な意見>

- ・ 推進会議は、現在進行しているものを、どんな問題があるのかなどを把握する役割の方がよいのではないか。
- ・ 運用状況をデータとしてまとめておく必要はあるが、男女比率がどうだったとか、意見公募がどうだったとか、そんなことを推進会議で議論しても仕方ない。市民参画手続を実施して、その結果どうなったのかの方が大切である。
- ・ 条例の所掌事務のとおりやればよい。結果がどうであったのかについては、市役所ですればよい。
- ・ 委員として参画している間は、責務があり、積極的に意見を出していくべきだ。
- ・ 自治のあり方の変化と共に、参画の推進の仕組みの調整も必要となる。
- ・ 若者の巻き込み、ダイバーシティや子育てに関する事など、参画を支える基盤をきちんと整えていけるかが大切。それが数字に表れてくるが、数字を見るだけでなく、その基盤が社会の変化に伴って、きちんと作られていっているかを見ていく議論になると、意味のあるものになるのではないか。

《答申案：市民参画推進会議のあり方》

自治のあり方の変化とともに、参画の推進の仕組みとの調整も必要となり、若者の巻き込み、子育て世代への配慮など、参画を支える基盤をきちんと整えていくことが求められます。整えられた結果は、やがて数字に表れてきますが、推進会議が単に数字を見るだけでなく、社会の変化に伴って、きちんとその基盤が作られていっているかを見ていく議論になると、意味のあるものになるのではないのでしょうか。

市民参画推進会議は、条例に基づく市民参画を推進するために設置されるものですが、主な所掌事務は、①条例及び施行規則の改正又は廃止に関する事項、②条例の運用の状況及びその評価に関する事項、③政策提案に係る諮問機関としての機能、が挙げられます。しかしながら、これまでの推進会議においては、多様な民意を政策等に反映させるといった条例本来の理念に基づいた推進というよりも、とりわけ前年度の市における市民参画手続の実施状況についてモニタリングを行うことが主となっていたと考えられます。

推進会議の設置趣旨に立ち返り、本来の所掌事務を勘案しながら、単に定例的な会議を開催するのではなく、推進会議に諮問すべき事項か否か、十分に検討していただきますよう願います。